

平成25年11月29日

## 行政評価・監視の実施

## ＜特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視＞

関東管区行政評価局（局長：大西一夫）は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自に行政評価・監視を企画し実施しています。

今回、平成25年12月から実施する上記テーマの計画についてお知らせします。

## ポイント

- 生態系や農林水産業等に被害を及ぼす特定外来生物の飼養等の許可、防除の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 本行政評価・監視は、関東管区行政評価局、栃木行政評価事務所、群馬行政評価事務所、長野行政評価事務所が調査を担当

## 【連絡先】

関東管区行政評価局第一部第1評価監視官  
担当： 出浦  
電話：048-600-2319  
FAX：048-600-2337

# 特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視

## 調査の背景

- 近年、我が国に持ち込まれた外来生物により、生態系や農林水産業等に被害を及ぼす事例が多数発生
- 国は、「外来生物法」(平成16年法律第78号)を定め、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定(平成25年9月現在107種)特定外来生物について、飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡し、野外へ放つことを原則禁止するとともに、国の行政機関による防除のほか、主務大臣が、地方公共団体等が行う防除を促進
- 国は、「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24年9月28日閣議決定)に基づき、平成25年度を目途に「外来生物被害防止行動計画(仮称)」(注)を策定予定  
(注) 2020年までの特定外来生物を含めた外来種全般に関する総合戦略

- しかし、外来生物法違反による全国の検挙件数は、平成18年の6件から24年の18件に増加  
首都圏においても、無許可での特定外来生物の飼養、譲渡し等により外来生物法違反で検挙された事件が発生  
また、野生化して繁殖したアライグマによる農作物被害が相次いでいる、野生化したカミツキガメの捕獲数が増加しているなど、住民生活への影響や生物多様性の保全の上で、重要な問題が発生

- 特定外来生物の取扱いの適正化及び効果的かつ効率的な防除を推進する観点から、特定外来生物の飼養等の許可、防除の実施状況等を調査

## 主要調査項目

- 1 特定外来生物の飼養等の許可等
- 2 特定外来生物の防除
- 3 その他

## 主要調査対象

- 調査対象機関  
関東地方環境事務所、長野自然環境事務所、関東農政局、関東森林管理局、中部森林管理局、関東地方整備局、千曲川河川事務所
- 関連調査等対象機関  
県、市町村、関係団体、事業者 等

## 調査実施期間

平成25年12月～26年3月

## 調査担当局所

関東管区行政評価局  
栃木行政評価事務所、群馬行政評価事務所、長野行政評価事務所

## 特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視

### 資 料

資料 1 特定外来生物に指定されている生物の一覧..... 1 頁

資料 2 首都圏における外来生物法違反による検挙事例 ..... 6 頁

資料 3 首都圏における特定外来生物による農作物への被害等事例..... 7 頁

## 特定外来生物に指定されている生物の一覧

合計 107 種類 (平成 25 年 9 月 1 日現在)

科 名	種 名
第一 動物界	
一 哺乳綱	
(一) カンガルー目	
クスクス科	トリコスルス・ヴルペクラ (フクロギツネ)
(二) 食虫目	
はりねずみ科	エリナケウス属 (ハリネズミ属) 全種
(三) 霊長目	
おながざる科	マカカ・キュクロピス (タイワンザル)、 マカカ・ファスキクラリス (カニクイザル)、 マカカ・ムラタ (アカゲザル)
(四) 齧歯目	
ヌートリア科	ミュオカストル・コップス (ヌートリア)
りす科	カルロスキウルス・エリュトラエウス (クリハラリス)、 カルロスキウルス・フィンライソニイ (フィンレイソ ンリス)、 プテロミュス・ヴォランス (タイリクモモンガ) のう ちプテロミュス・ヴォランス・オリイ (エゾモモンガ) 以外のもの、 スキウルス・カロリネンシス (トウブハイイロリ ス)、 スキウルス・ヴルガリス (キタリス) のうちスキウル ス・ヴルガリス・オリエンティス (エゾリス) 以外の もの
ねずみ科	オンダトラ・ズィベティクス (マスクラット)
(五) 食肉目	
あらいぐま科	プロキュオン・カンクリヴォルス (カニクイアライグ マ)、 プロキュオン・ロトル (アライグマ)
いたち科	ムステラ・ヴィソン (アメリカミンク)
マンダース科	ヘルペステス・アウロプンクタトゥス (ファイリマンダ ース)、 ヘルペステス・ヤヴァニクス (ジャワマンダース)、 ムンゴス・ムンゴ (シママンダース)

科 名	種 名
(六) 偶蹄目 しか科	アクシス属（アキシスジカ属）全種、 ケルヴス属（シカ属）に属する種のうちケルヴス・ニ ポン・ケントラリス（ホンシュウジカ）、ケルヴス・ ニポン・ケラマエ（ケラマジカ）、ケルヴス・ニポン・ マゲシマエ（マゲシカ）、ケルヴス・ニポン・ニポン （キュウシュウジカ）、ケルヴス・ニポン・プルケル ルス（ツシマジカ）、ケルヴス・ニポン・ヤクシマエ （ヤクシカ）及びケルヴス・ニポン・イエソエンスイ ス（エゾシカ）以外のもの、 ダマ属（ダマシカ属）全種、 エラフルス・ダヴィディアヌス（シフゾウ）、 ムンティアクス・レエヴェスイ（キョン）
二 鳥綱 すずめ目	
ちめどり科	ガルルラクス・カノルス（ガビチョウ）、 ガルルラクス・ペルスピキルラトウス（カオグロガビ チョウ）、 ガルルラクス・サンニオ（カオジロガビチョウ）、 レイオトリクス・ルテア（ソウシチョウ）
三 爬虫綱	
(一) かめ目	
かみつきがめ科	ケリュドラ・セルペンティナ（カミツキガメ）
(二) とかげ亜目	
たてがみとかげ科	アノリス・アルログス、 アノリス・アルタケウス、 アノリス・アングスティケプス、 アノリス・カロリネンスイス（グリーンアノール）、 アノリス・エクエストリス（ナイトアノール）、 アノリス・ガルマニ（ガーマンアノール）、 アノリス・ホモレキス、アノリス・サグレイ（ブラウ ンアノール）
(三) へび亜目	
なみへび科	ボイガ・キュアネア（ミドリオオガシラ）、 ボイガ・キュノドン（イヌバオオガシラ）、 ボイガ・デンドロフィラ（マングローブヘビ）、 ボイガ・イルレグラリス（ミナミオオガシラ）、 ボイガ・ニグリケプス（ボウシオオガシラ）、 エラフェ・タエニウラ・フリエスイ（タイワンスジオ）
くさりへび科	プロトボトロプス・ムクロスカマトウス（タイワンハ ブ）

科 名	種 名
四 両生綱 無尾目	
ひきがえる科	ブフォ・コグナトウス (プレーンズヒキガエル)、 ブフォ・グタトウス (キンイロヒキガエル)、 ブフォ・マリヌス (オオヒキガエル)、 ブフォ・プンクタトウス (アカボシヒキガエル)、 ブフォ・クエルキクス (オークヒキガエル)、 ブフォ・スペキオスス (テキサスヒキガエル)、 ブフォ・テュフォニウス (コノハヒキガエル)
あまがえる科	オステオピルス・セプトントリオナリス (キューバズ ツキガエル)
ゆびなががえる科	エレウテロダクテュルス・コクイ (コキーコヤスガエ ル)
あかがえる科	ラナ・カテスベイアナ (ウシガエル)
あおがえる科	ポリュペダテス・レウコミュスタクス (シロアゴガエ ル)
五 条鱗亜綱	
(一) なまず目	
イクタルルス科	イクタルルス・プンクタトウス (チャンネルキャットフ イッシュ)
(二) かわかます目	
かわかます科	エソクス・ルキウス (ノーザンパイク)、 エソクス・マスクイノンギユ (マスキーパイク)
(三) かだやし目	
かだやし科	ガンブスィア・アフニス (カダヤシ)
(四) すずき目	
サンフィッシュ科	レポミス・マクロキルス (ブルーギル)、 ミクロプテルス・ドロミエウ (コクチバス)、 ミクロプテルス・サルモイデス (オオクチバス)
モロネ科	モロネ・クリュソプス (ホワイトバス)、 モロネ・サクサティリス (ストライプトバス)
パーチ科	ペルカ・フルヴィアティリス (ヨーロピアンパーチ)、 サンデル・ルキオペルカ (パイクパーチ)
けつぎよ科	スイニペルカ・クアトスィ (ケツギヨ)、 スイニペルカ・スケルゼリ (コウライケツギヨ)
六 くも綱	
(一) さそり目	
きょくとうさそり科	きょくとうさそり科全種
(二) くも目	
じょうごぐも科	アトラクス属全種、ハドロニユケ属全種
いとぐも科	ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、 ロクソスケレス・レクルサ

科 名	種 名
ひめぐも科	ラトロデクトゥス・ゲオメトリクス (ハイイロゴケグモ)、 ラトロデクトゥス・ハセルティイ (セアカゴケグモ)、 ラトロデクトゥス・マクタンズ (クロゴケグモ)、 ラトロデクトゥス・トレデキムグタトゥス (ジュウサンボシゴケグモ)
七 甲殻綱 えび目	
ざりがに科	アスタクス属全種、 パキファスタクス・レニウスクルス (ウチダザリガニ)
アメリカざりがに科	オルコネクテス・ルスティクス (ラストティークレイフイッシュ)
みなみざりがに科	ケラクス属全種
もくずがに科	エリオケイル属 (モクズガニ属) に属する種のうちエリオケイル・ヤポニカ (モクズガニ) 以外のもの
八 昆虫綱 (一) 甲虫目	
こがねむし科	ケイロトヌス属 (テナガコガネ属) に属する種のうちケイロトヌス・ヤンバル (ヤンバルテナガコガネ) 以外のもの エウキルス属 (クモテナガコガネ属) 全種、 プロポマクルス属 (ヒメテナガコガネ属) 全種
(二) はち目	
みつばち科	ボンブス・テルレストリス (セイヨウオオマルハナバチ)
あり科	リネピテマ・フミレ (アルゼンチンアリ)、 ソレノプシス・ゲミナタ (アカカミアリ)、 ソレノプシス・インヴィクタ (ヒアリ)、 ワスマンニア・アウロプンクタタ (コカミアリ)
九 二枚貝綱 (一) いがい目	
いがい科	リムノペルナ属 (カワヒバリガイ属) 全種
(二) まるすだれがい目	
かわほととぎすがい科	ドレイセナ・ブゲンシス (クワツガガイ)、 ドレイセナ・ポリュモルファ (カワホトトギスガイ)
一〇 腹足綱 まいまい目	
スピラクスィダエ科	エウグランディナ・ロセア (ヤマヒタチオビ)
一一 渦虫綱 三岐腸目	
やりがたりくうずむし科	プラテュデムス・マノクワリ (ニューギニアヤリガタリクウズムシ)

科 名	種 名
第二 植物界	
ひゆ科	アルテルナンテラ・フィロクセロイデス (ナガエツルノゲイトウ)
せり科	ヒュドロコティレ・ラヌンクロイデス (ブラジルチドメグサ)
さといも科	ピスティア・ストラティオテス (ボタンウキクサ)
あかうきくさ科	アゾルラ・クリスタタ
きく科	コレオプシス・ランケオラタ (オオキンケイギク)、 ギウムノコロニス・スピラントイデス (ミズヒマワリ)、 ルドベキア・ラキニアタ (オオハンゴンソウ)、 セネキオ・マダガスカリエンシス (ナルトサワギク)
うり科	スイキュオス・アングラトウス (アレチウリ)
ありのとうぐさ科	ミュリオフルルム・アクアティクム (オオフサモ)
いね科	スパルティナ・アングリカ
ごまのはぐさ科	ヴェロニカ・アナガルリスーアクアティカ (オオカワヂシャ)

(注) 1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令 (平成 17 年政令第 169 号) 別表第一を抜粋した。

2 ( ) 内に記載する呼称は、和名である。

## ○ 首都圏における外来生物法違反による検挙事例

- 1 特定外来生物のカミツキガメを無許可で飼育したとして、神奈川県警A警察署は、平成 19 年 9 月 25 日、外来生物法違反の疑いで、男（39 歳）を書類送検。男は、「許可なしで飼ってはいけないことを知らなかった。」旨供述しているという。

調べでは、男は環境大臣の許可を受けずに自宅のベランダで、体長 70 cm、重さ約 7 kg のカミツキガメをケースに入れて飼育した疑い。

男は、カミツキガメを平成 13 年に購入し、19 年 8 月にカミツキガメが逃げ出して自宅近くの駐車場で発見される騒ぎがあり、県警の捜査で無許可飼育が発覚した。男は、その後、飼育許可を得たという。

- 2 都内マンションで男が毒ヘビ 51 匹を飼育した動物愛護法違反事件に関し、警視庁は、平成 20 年 9 月 26 日、毒ヘビの購入先のペットショップ店長を同法の特定動物の無許可飼養と、外来生物法の違反（特定外来生物の譲渡し）の疑いで逮捕した。

ペットショップ店長は、平成 20 年 1 月に特定外来生物のカミツキガメ（体長約 30 cm）1 匹を 6 万円で男に販売し、同年 8 月には特定動物のコブラ科のヘビ 1 匹を無許可で飼育していた疑いがある。

この事件は、マンションの自室で毒ヘビを飼っていた男が、平成 20 年 7 月、毒ヘビに指をかまれ 119 番通報したことから発覚した。

- 3 特定外来生物のソウシチョウを飼育したなどとして、埼玉県警B警察署は、平成 24 年 5 月 16 日、外来生物法違反と鳥獣保護法違反の疑いで、男（59 歳）を書類送検した。

男は、平成 22 年 10 月～24 年 4 月ごろ、飼育が禁止されているソウシチョウや捕獲が禁止されているメジロなど 9 羽を自宅の玄関などで飼育した疑い。

## ○ 首都圏における特定外来生物による農作物への被害等事例

- 1 特定外来生物（哺乳類）アライグマの生息域が、埼玉県全域に拡大。埼玉県は、平成 19 年に「アライグマ防除実施計画」を策定し、対策に取り組んでいるが、増加を食いとどめるまでには至っていない。同県農業支援課によると、果樹、野菜等の農作物被害は、20 年度が 1,458 万円、23 年度は 2,560 万円。捕獲は、住民からの被害通報を受け、市町村が金属製のわなを仕掛け捕まえている。
  
- 2 平成 25 年 7 月、埼玉県東松山市上唐子地区の都幾川に架かる鞍掛橋近くの水路で特定外来生物（爬虫類）カミツキガメが捕獲され、同市が回収〔水路の網に引っかかっているのを通行人が見つけ、市に通報〕
  
- 3 特定外来生物（哺乳類）キョンが房総半島南部で急増。農作物や花卉の食害が懸念。平成 25 年 7 月、千葉県は対策に乗り出したが、小型で捕獲しづらいため駆除がなかなか進まない。駆除の担い手となる市町村の動きは鈍い。同県内のキョンの被害額は年間 60 万円に対し、イノシシによる被害は約 2 億円。南房総市の担当者は、「キョンの被害報告はまだない。イノシシ対策が優先」。駆除を請け負う猟友会も高齢化による人手不足が深刻で、捕獲体制に限界あり
  
- 4 埼玉県川口市戸塚の綾瀬川で、平成 25 年 8 月 18 日、小中学生の自然観察会のために仕掛けた小型定置網に特定外来生物（なまず目）チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）がかかった。飼育していたペットが放流された様子
  
- 5 比企の川づくり協議会は、平成 25 年 10 月、特定外来生物（すずき目）コクチバスの放流禁止、釣った後の再放流禁止を訴える看板を、埼玉県東松山市の鞍掛橋近くに設置した。同会は、東松山市の下唐子地区のおとうか橋（稲荷橋）にも同様の看板を設置する予定